

社会福祉法人 まるいち会 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人まるいち会（以下「法人」という。）の定款第9条並びに第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員等（以下「役員等」とする）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、報酬は支給しない。

2 役員等が法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、法人の旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(公表)

第3条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

2 法人現況報告書において、当該前年度の報酬総額を公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2017年6月16日制定、2017年4月1日から施行する。

別表1 費用弁償額

日額 3,000円（ただし、施設職員を兼務する役員等については、この限りではない。）